第5 誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備

1 住まいの安定的な確保

住まいは地域包括ケアシステムの5つの構成要素の一つであり、高齢者の生活の基礎となる ものです。

住まいには、戸建住宅、マンションやアパート、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、介護保険の居住系施設など様々なものがあります。

地域包括ケアシステムの実現に向けては、高齢者がその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、住まいの安定的な確保に加え、それぞれの希望に応じた住まい方を選択できる環境を整備していきます。

【現状と課題】

- ▶高齢者のひとり暮らし世帯は年々増加し、2015年現在で139,262世帯となり、総世帯の9.8 %を占めています。2005年と比較すると、1.68倍に増加しています。
- ▶また、高齢者夫婦のみ世帯は142,477世帯で、総世帯の10.0%を占めています。2005年と 比較すると、1.65倍に増加しており、高齢者のひとり暮らし世帯と同様急激に増加してい ます。(表31)
- ▶特に75歳以上の男性のひとり暮らし高齢者については、2005年の9千世帯から2015年には 1万8千世帯と2倍となっており、今後も増加を続け、2025年には2.7倍の2万9千世帯 になる見込みとなっています。

<表31:家族構成別世帯数の状況>

X	分(単位:世帯)	2005年	2010年	2015年
一般世	帯総数	1,346,952	1,397,173	1,427,449
65	歳以上の者のいる世帯	517,530	583,403	653,446
	7. とい苺こし 井世	82,716	106,279	139,262
	ひとり暮らし世帯	(6.1%)	(7.6%)	(9.8%)
	夫婦のみ世帯	88,771	115,794	142,477
	(夫婦とも65歳以上)	(6.6%)	(8.3%)	(10.0%)

出典:国勢調査

※()内は、当該世帯数が総世帯数に占める割合

- ▶2013年10月1日現在の住宅の所有状況をみると、持ち家に住む高齢者の方が多くなっていますが、借家に住む高齢者も増えています。(表32)
- ▶借家に住んでいる高齢者のうち、要介護(支援)認定を受け、単身又は高齢者夫婦のみの世帯の方については、住まいの確保について特に配慮が必要なことから「要配慮高齢者世帯」と位置付け、居住の安定確保を図る必要があります。
- ▶また、県営住宅に入居する高齢者も増加しており、2005年度には2,233戸であった高齢者 のみ世帯の戸数は2015年度には4,010世帯をとなり、約3倍となっています。
- ▶2015年度末時点での主な高齢者向けの住まいの整備状況は、表33のとおりとなっています。
- ▶今後、さらに高齢化が進行し、生活困窮や社会的孤立など多様な生活課題を抱える高齢者や法を犯し社会復帰に支援が必要な高齢者などの増加が見込まれることから、養護老人ホームや軽費老人ホームなどの福祉施設の需要が高まることが見込まれます。
- ▶既存の養護老人ホームは、老朽化施設もあるため、計画的な改築等が必要です。
- ▶高齢者が、状態に応じて適切な住まいや住まい方を選択できるよう、安定的な住まいの確保が重要です。

<表32:高齢者の住まいの状況> (単位:千世帯)

2008年		2013年				
区分	全世帯			全世帯		
ムガ		65歳以上の	65歳以上の		65歳以上の	65歳以上の
		単身世帯	夫婦のみ世帯		単身世帯	夫婦のみ世帯
持ち家	881.4	65.8	113.1	934.8	88.1	136.0
	(64.5%)	(68.2%)	(89.4%)	(67.3%)	(70.8%)	(90.5%)
借家	452.5	30.2	12.6	420.2	35.2	12.7
	(33.1%)	(31.3%)	(10.0%)	(30.3%)	(28.3%)	(8.5%)
合計	1,366.4	96.5	126.5	1,388.3	124.4	150.2

※各年とも総務省統計局「住宅・土地統計調査」による10月1日現在の数

※ () 内は、当該世帯数に占める持ち家又は借家の割合(合計には間借りの世帯を含む)

<表33: 高齢者の住まいの整備状況(2015年現在)>

指標	住まいの種別	概 要	整備 (定員)数 (単位:人)
介護保険の居住系	①特定施設入 居者生活介 護事業所	・有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅であって、事業者指定を受け、入浴や食事等の介護、洗濯や掃除等の家事、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの ・介護専用型特定施設のうち、定員29人以下の小規模なものを「地域密着型特定施設」という	6,211
ス提供施設	②認知症対応 型共同生活 介護事業所	・認知症対応型共同生活介護の事業者指定を受け、要介護者であって認知症である者に対し、入浴や食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うもの	5,936
③養語	護老人ホーム	・環境上の理由及び経済的理由により養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、必要な指導、訓練、その他の援助を行うことを目的とした施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる	1,688
④軽費老人ホーム		・無料又は低額な料金で、日常生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を入所させ、食事の提供等の日常生活上必要な便宜を提供することを目的とした施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる	2,476
⑤有料老人ホーム		・高齢者を入居させ、入浴や食事等の介護、食事の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理を提供する事業を行う施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる	11,458
⑥サービス付き高齢 者向け住宅		・賃貸住宅や有料老人ホームで、一定の住戸面積、設備、バリアフリー構造の基準を満たし、状況把握サービス及び生活相談サービスが提供されるもので、知事等の登録を受けたもの ・特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる	4,301
ケア	⑦高齢者向け 優良賃貸住 宅	・民間事業者等が知事等から供給計画の認定を受けて 整備するものであって、バリアフリー化され、緊急 時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅	453
ケア付き公的賃貸住宅	⊗シルバーハ ウジング	・バリアフリー化された公共賃貸住宅で、生活援助員 (LSA)による生活相談、安否確認、緊急時の対応 等の日常生活支援サービスの提供をあわせて行うもの	186
9貸住宅	③高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅	・デイサービスセンターや小規模多機能型居宅介護事 業所等の高齢者居宅生活支援施設が併設された公共 賃貸住宅	0

※サービス付き高齢者向け住宅は1戸を1人として計算。

【施策の方向性】

- ▶高齢者が希望する住まい方が選択できるよう、様々な種別の住まいの整備を推進します。
- ▶高齢者等が使いやすい住宅改修等の相談に対応することができる人材の育成を図ります。
- ▶静岡県居住支援協議会の活動を通じて住宅情報を提供し、高齢者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図ります。
- ▶高齢者にやさしい県営住宅とするため、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。
- ▶養護老人ホームについては、環境上の理由及び経済的理由による入所者に加え、被虐待高齢者の緊急保護や、入所者の高齢化に伴う介護保険法の特定施設入居者生活介護としてのニーズもあることから、老朽化施設の改築を含め、必要に応じて整備を支援します。
- ▶軽費老人ホームについては、無料又は低額な料金での入所施設としての役割に加え、介護保険法の特定施設入居者生活介護としてのニーズもあることから、計画的な整備を支援します。また、利用者の負担軽減を図ります。
- ▶サービス付高齢者向け住宅については、快適な居住環境と適切なサービスの提供がされるよう、普及・促進に加え、運用・管理の適正化を図ります。

【具体的な取組】

- ▶高齢者等が使いやすい住宅改修等の相談に対応することができる人材を育成するため、高齢者対応住宅普及研修会を開催します。
- ▶静岡県居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する居住支援に関する情報共有・ 意見交換を行うとともに、ホームページ等で住宅確保要配慮者向けの住宅について情報提 供を行います。
- ▶県営住宅の再生整備として、居住改善工事、全面的改善工事、建替え工事を行います。
- ▶養護老人ホームの改築整備の費用を助成します。
- ▶軽費老人ホームの利用者の負担軽減を図るため、利用者の所得に応じて利用料を減額する 社会福祉法人に対して助成します。
- ▶サービス付高齢者向け住宅についてホームページ等で情報発信を行うとともに、登録事業者に対する指導監督を行います。

【数値目標】

指標	現状値	目標値	
サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数	4,923戸	6,300戸	
グーに入りで向即有円り任七の豆琢尸数	(2017年9月末現在)		
県営住宅へのユニバーサルデザイン導	51.1%	660/ (2021年度)	
入の割合	01.170	66%(2021年度) 	

【福祉サービス基盤等の実績と目標】

区分		2016年度	2020年度
養護老人ホーム(定員)	(人)	1,688	1,688
軽費老人ホーム(ケアハウス)(定員)	(人)	2,386	2,585
経過的軽費老人ホーム (A型) (定員)	(人)	160	160
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)・ 居住部門(定員)		70	70
		70	70
有料老人ホーム(住宅型及び健康型を除く)	(人)	6.050	7 000
(定員)		6,950	7,900

2 安全・安心の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの実現に加え、安全に暮らすことのできる環境づくりが重要です。

特に、消費者被害、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害、交通事故の被害など、高齢者が被害者 となりやすい事件、事故の防止が重要となります。

また、地震や風水害などの自然災害に対しては、住居の防災対策に加え、発災時に高齢者の避難に必要な支援や速やかな救助がされるよう、地域を挙げた防災対策が重要です。

少子高齢化が進み、地縁が希薄になりがちな中、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりのため、見守りや声掛けネットワークの構築など地域を挙げて防犯、防災、安全対策を推進できる地域コミュニティの再構築に取り組んでいきます。

(1) 防犯まちづくりの推進

【現状と課題】

- ▶静岡県における刑法犯認知件数は、過去最高を記録した2002年の63,008件から14年連続して減少し、2016年は22,097件となり、前年に比べ1,383件(5.9%)減少しました。
- ▶一方、2016年の検挙率は前年に比べ2%上昇して43.4%となり、過去14年で最多となっています。
- ▶高齢者の被害が多い振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、2016年に332件発生し、被害額は9億1,840万円となっています。
- ▶オレオレ詐欺の被害者は70代、80代の女性が多く、高齢女性に対する注意喚起が重要となっています。

【施策の方向性】

- ▶ふじのくに防犯まちづくり行動計画における、人材育成、環境づくり、情報共有を柱とした取組を推進します。
- ▶県警と連携し、高齢者に対する特殊詐欺への注意喚起を行います。

【具体的な取組】

- ▶地域防犯を担う防犯リーダーを育成する研修等を実施します。
- ▶シニアクラブを通じて、特殊詐欺への注意喚起を行います。
- ▶居場所など高齢者が集う場所へのチラシの配布等を行います。

(2) 消費者被害の防止と救済

【現状と課題】

- ▶消費者と事業者との間の情報の質や量、交渉力の格差などに起因する消費者被害が依然 として多くなっています。
- ▶また、被害に遭ったことを恥じる意識や相談者の高齢化などにより、被害情報の収集が 難しくなっています。
- ▶気軽に相談をしていただけるよう、消費生活相談窓口の周知と体制の充実を図るとともに、市町や警察などと一層連携を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ▶消費者からの消費生活相談への対応や、悪質事業者に対する指導を通じて、消費者被害の防止と救済を図ります。
- ▶消費者トラブルの対応方法などの啓発を行うとともに、高齢者の周囲の方々による見守りが進むよう支援します。
- ▶消費者被害を未然に防止するために、新たな悪質商法の手口などに関する情報提供を、 高齢者の周囲の見守り者を含めて行います。
- ▶県内どこに住んでいても、質の高い相談と救済を受けることができるよう、消費生活相 談員の有資格者を増やすとともに、相談員のレベルアップを図ります。
- ▶市町や警察などと連携し、消費者被害が疑われる相談情報を早期に把握し、法違反を行う事業者に対して、効果的で厳正な指導を行います。

【具体的な取組】

- ▶日常生活の中で高齢者を見守る「188で見守り隊」を募集し、活動を広報·支援します。
- ▶消費生活相談員資格取得支援講座を開催し、合格者を消費生活相談員人材バンクに登録します。このバンクを活用することにより、市町の相談員の採用を支援します。
- ▶消費生活相談員の資質向上を図るための研修を実施します。

【数値目標】

指標	現状値	目標値	
消費生活相談における被害額	474千円	380千円以下 (2021年度)	

(3) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

- ▶県内の交通事故は、発生件数、死者数とも減少傾向にありますが、高齢者の関係する交通事故については、全体に占める割合が増加しています。
- ▶2017年の交通事故死亡者に占める高齢者の割合は57.8% (128人中74人) であり、高齢者 の交通事故対策は喫緊の課題です。
- ▶2017年の高齢者の交通事故死者数74人の内訳は、歩行中30人(40.5%)、自転車乗用中11 人(14.9%)であり、ドライバーに対する人優先の交通安全思想の徹底が課題となっています。
- ▶また、高齢者の自動車運転免許保有者が増加している中で、高齢者が引き起こす交通事故への対策も重要となっています。
- ▶高齢ドライバーが引き起こす悲惨な交通事故の発生により、自動車運転免許の自主返納制度に対する関心が高まっています。
- ▶75歳以上の認知機能検査を強化した道路交通法が2017年3月に施行され、静岡県では、 40.969人が9月までの約半年間に認知機能検査を受けました。
- ▶そのうち、1,137人が認知症のおそれがあると判定され、484人が免許を自主返納しました。
- ▶自主返納制度の周知と理解促進に取り組んでいる一方、高齢者が自動車運転免許の自主

返納を躊躇する大きな理由が「返納後の移動手段がなくなること」であることから、自 主返納者に対する移動支援の充実など、返納後の生活を支える施策の充実に取り組む必 要があります。

【施策の方向性】

- ▶夕暮れ時から夜間の歩行者、特に高齢者の交通事故防止のために、「自発光式反射材等の 着用」を促し、ドライバーには「早めのライトオン」を呼びかけます。
- ▶高齢ドライバーに対して、自動車運転免許証の自主返納制度の理解促進に努めます。
- ▶市町や公共交通機関(バス、鉄道、タクシー)による自動車運転免許証自主返納者に対する乗車券の割引等の支援がより充実するよう働きかけを行っていきます。
- ▶市町の移動支援等の事業の充実、移動支援の担い手の育成を支援します。

【具体的な取組】

- ▶交通安全運動(4季の運動、毎月0のつく日の「交通事故ゼロの日」、年間を通じて行う「あなたが主役の交通安全県民運動」)を推進します。
- ▶チラシの配付、インターネットによる広報、ラジオによる呼びかけなどを通じて、交通 安全の啓発を行います。
- ▶歩行者・自転車には「自発光式反射材等」の着用を促し、ドライバーには「早めのライトオン」の実践の定着を図る『ピカッと作戦!』を推進します。
- ▶交通事故防止のため、高齢ドライバーを対象とした参加体験型講習の開催、高齢者福祉施設等職員を対象とした講習会、高齢者団体等への交通安全情報の発信などを行い、交通安全意識の高揚を図ります。
- ▶ホームページでの動画配信、パンフレットの配付などを通じて、自動車運転免許証返納制度の周知・啓発を行います。
- ▶「運転免許自主返納者サポート事業」への加盟企業等の拡充、県警HPや運転免許窓口における同事業の更なる周知、地域包括支援センターとの連携を図ります。
- ▶各種会議で、関係機関等に自動車運転免許証自主返納者への移動支援策の充実を呼びかけていきます。

【数値目標】

指標	現状値	目標値	
交通事故の年間死者数	128人(2017年)	<u>100人以下</u> (2020年)	
高齢者対象の参加・体験・実践型交通	150	石午度 10回	
安全講習会開催回数	15回	<u>毎年度 18回</u>	

(4) 防災対策・災害対策の推進

① プロジェクト「TOUKAI-O」の取組

【現状と課題】

- ▶1995年1月の阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割以上が住宅・建築物の倒壊等による 圧死・窒息死であり、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定 されました。
- ▶また、2016年4月に発生した熊本地震においても、住宅の倒壊等により、多くの方が亡くなっています。
- ▶駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する巨大地震では、地震の揺れにより、旧耐震基準で建築された木造住宅の多くが倒壊し、多大な被害となることが想定されています。
- ▶このようなことから、木造住宅の耐震化の重要性が増しており、住宅の倒壊から県民の 生命や財産を守るため、改めて、一層の耐震化が必要です。
- ▶住宅の耐震化率の現状値としては82.4%(2013年)であり、現在、「静岡県耐震改修促進計画(平成28年4月改定)」において目標とする2020年度末の耐震化率95%の達成に向けて、プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業により、市町と一体となって住宅の耐震化を積極的に進めています。
- ▶特に、旧耐震基準で建築された住宅の半数以上の世帯は、65歳以上の高齢者が家計を主に支えており、高齢で跡継ぎがいない、耐震補強に係る資金が不足しているなどの理由で、耐震化に躊躇する世帯が多く、高齢者世帯の耐震化の促進が必要です。

【施策の方向性】

▶2020年度末の目標耐震化率95%の達成に向け、市町と連携し、木造住宅の耐震化を強力 に推進します。

【具体的な取組】

- ▶高齢者世帯等への戸別訪問や、耐震診断を実施していない方へのダイレクトメールを継続し、木造住宅の耐震補強助成制度の活用を推進します。
- ▶耐震補強に加え、建替えや住み替えにあわせて、既存住宅の解体を行う場合も助成対象 とすることで、耐震性のない住宅の建て替えなどを促進し、耐震化率の向上につなげて いきます。
- ▶耐震化に躊躇する高齢者世帯等に対しては、これまでの耐震シェルターや防災ベッドに加え、寝室など家屋の一部の部屋のみを耐震補強する場合にも助成を行うなど、人命を守ることを重視し、安全な空間の確保を促していきます。

【数値目標】

指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	82.4%(2013年)	95%

② 避難行動要支援者の避難支援の推進

【市町の現状と課題】

- ▶災害対策基本法において、実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿(※)の作成が市町に義務付けられ、その作成に必要な個人情報を利用できること、また、避難行動要支援者からの同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供すること、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること、加えて、名簿情報の提供を受けた者の守秘義務や名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められています。
- ▶さらに、市町には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難方法等について、一人ひとりの個別計画を策定することが求められています。
- ▶避難行動要支援者の避難行動支援についての細目的な部分等を定める全体計画や、個別の避難支援計画である個別計画が未策定の市町があるため、早急な対応が必要です。
 - ※「避難行動要支援者」:要配慮者(高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のうち、災害発生時等に特に避難支援を要する者
- ▶高齢者等の要配慮者は、災害時において介護や特別な配慮が必要なことがあり、一般の 避難所では避難生活が困難な場合が想定されることから、「福祉避難所 (バリアフリー 対策が施され、福祉サービス等が受けられるようあらかじめ指定された社会福祉施設等)」 の設置を推進する必要があります。
- ▶また、一般の避難所においても、高齢者等の要配慮者を受入れる体制を確保する必要があります。
- ▶福祉避難所への受入れが想定される要配慮者数に対し、現在指定している福祉避難所だけでは十分でなく、要配慮者の受入体制を確保する必要があります。

【県の現状と課題】

- ▶災害発生時に避難所や福祉避難所等においては、要配慮者を支援するための福祉的ニーズが大量に発生する一方、福祉人材の確保は困難となるため、平成28年度に静岡県社会福祉協議会が事務局となって県内の関係団体と災害福祉広域支援ネットワークを構築し、災害派遣福祉チーム(DCAT)を編成できる仕組みを整えました。
- ▶災害時に、DCATを円滑に派遣できるよう、日頃から福祉避難所に指定された事業所 等との連携体制を構築するとともに、DCATの周知を図る必要があります。
- ▶全市町が災害対策基本法に対応した全体計画、個別計画の策定や、福祉避難所の設置が 促進されるよう、市町における課題等を把握し、早期の対応を促す必要があります。

【市町の施策の方向性】

- ▶災害発生時における避難行動要支援者の避難支援体制を確保するため、地域の実情を踏まえ、災害対策基本法に対応した全体計画、個別計画の策定を推進します。
- ▶一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者の良好な生活環境の確保のため、福祉避難所の設置を推進します。

【県の施策の方向性】

- ▶「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(2013年8月、内閣府)に沿って、説明会や個別の助言・指導等を通じ、市町の全体計画、個別計画の策定等の取組を支援します。
- ▶高齢者等の要配慮者のために、地域の実情に応じた必要な数の福祉避難所を確保するよう市町に働きかけるなど、福祉避難所の設置促進の取組を進めます。
- ▶また、発災後の開設手順や運営方法についてあらかじめマニュアル化しておくことが有効であるため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」を活用して、各市町のマニュアル整備を支援します。
- ▶新たな視点による福祉避難所の設置促進のため取りまとめた「宿泊施設への福祉避難所設置モデル」と「指定避難所を活用した要配慮者受入れモデル」の取組の市町への普及を図り、市町の福祉避難所設置の取組を支援します。
- ▶静岡県災害福祉広域支援ネットワークと連携し、市町や福祉避難所に指定された事業所等に、DCATを周知し、災害時の連携体制の構築を図ります。
- ▶発災時の円滑な避難支援や避難所の開設のため、平時から防災訓練等において行政、病院・診療所、福祉事業所、地域住民等の連携を推進します。

【具体的な取組】

- ▶市町における避難行動要支援者の避難行動支援に対する取組の推進を図るため、市町の福祉部局及び防災部局との意見交換会を開催し、課題や好事例の共有などにより、市町の取組の推進を図ります。
- ▶災害時にDCATが円滑に活動できるようにするため、人材養成研修を実施するほか、 防災訓練等への参加を通じて関係機関との連携体制を構築します。
- ▶事業者指導等において、市町の防災訓練にあわせて、地域住民と連携し防災訓練を行うよう指導します。

【数値目標】

指標	現状値	目標値	
福祉避難所運営マニュアル策定市町数	20市町(2017年)	<u>全市町</u> (2021年度)	

3 暮らしやすい社会の仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの実現に加え、世代や性別などを問わず、互いに尊重しあい、支え合う社会意識の醸成、誰もが暮らしやすい社会インフラの整備など、ソフト、ハードの両面で社会の仕組みづくりに取り組んでいきます。

(1) 福祉の人づくり

① 教育現場における人づくり

【現状と課題】

- ▶核家族化の進行により、子どもが高齢者に日常的に接する機会が減少しました。また、 価値観の多様化や地域の絆の希薄化により、多様な人を受け入れ、思いやり、支え合う 福祉の心が育ちにくくなっています。
- ▶家庭教育は、人づくりの基本ですが、近年における世帯構成や生活様式の変化は、家庭の教育力の低下をもたらしています。
- ▶このため、身近な地域において、学校、家庭、地域、職場等の相互の連携の下、福祉の 人づくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

- ▶小・中学校では、人権尊重の精神に基づき、福祉教育を推進します。
- ▶高等学校では、福祉や介護への認識を深め、高齢者を思いやる心を育みます。

【具体的な取組】

- ▶福祉教育を効果的に進めていくために、静岡県社会福祉協議会が行う「福祉教育副読本」 等を活用した取組を支援します。
- ▶小・中学校では、「総合的な学習の時間」をはじめ、「特別の教科 道徳」「特別活動」 等、全教育活動で実施します。
- ▶高等学校では、保育・介護体験学習を実施します。
- ▶福祉教育の普及啓発を図るため、教職員、社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、ボランティアなどを対象に「地域福祉教育推進セミナー」を開催します。

② 地域・社会における人づくり

【現状と課題】

- ▶単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者が増加する中、日常生活における支援の必要性が増しています。
- ▶こうした問題を地域社会で解決するためには、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・ 児童委員、ボランティア等の多様な主体による地域福祉活動を促進し、地域力を向上す る必要があります。

【施策の方向性】

- ▶住民の立場に立って相談・見守り活動等を行い、関係機関とのつなぎ役となる民生委員・ 児童委員が活動しやすい環境を整えます。
- ▶ボランティアの活動拠点やボランティア活動の中間支援組織としての機能を有する県・ 市町社会福祉協議会のボランティアセンターや県ボランティア協会の活動を支援します。

【具体的な取組】

- ▶民生委員・児童委員活動を支援するため、複雑・多様化する福祉ニーズに沿った研修や 活動内容等に関する広報を実施します。
- ▶県・市町社会福祉協議会のボランティアセンターや静岡県ボランティア協会の活動支援 を通じて、住民のボランティア活動を促進します。
- ▶地域福祉活動の核となる人材を養成するため、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)養成研修を実施します。

(2) 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

【現状と課題】

- ▶生活意識調査によると、75歳以上の高齢者の約3割が昨年に比べて外出の機会が減っています。
- ▶高齢者ができる限り健康で、社会に参加しながら生活を送るには、1人で外出できる環境づくりが重要です。
- ▶そのためには、生活に必要な公共交通の維持確保を図る必要がありますが、過疎化や利用者の減少に伴い、従来のバス路線が廃止され、公共交通空白エリアが生じている地域があります。
- ▶市町のコミュニティバス、デマンドバス・タクシーの運行などに加え、NPO等の提供 する移動支援などを充実する必要があります。
- ▶高齢者や障害のある人などが外出しやすい環境づくりのため、公共的建築物や道路等をはじめとするまちづくりやサービス・情報の提供に関するユニバーサルデザインの取組を着実に進めてきました。
- ▶ユニバーサルデザインを理解する県民の割合も徐々に増えてきていますが、今後、さらに高齢化が進行することや外国人観光客の増加がみられることから、引き続きユニバーサルデザインに関する取組が必要です。

【施策の方向性】

- ▶公共交通空白エリアにおいて市町が実施する移動サービスの取組を支援します。
- ▶交通事業者のみでは継続運行が困難な路線バスを支援します。
- ▶「ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」に基づき、心のユニバーサルデザインを 重視しながら、ハート・ソフト・ハードの多方面からユニバーサルデザインの取組を推 進します。
- ▶ユニバーサルデザインの理念の普及や県民の意識向上を図るとともに、県民一人ひとりが相手のことを思いやり、行動できる心の醸成を図ります。

- ▶高齢者を含めて誰もが、県有施設等を快適に利用できるよう整備や改修に努めるとともに、分かりやすい行政情報や利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- ▶福祉のまちづくり条例の普及啓発に取り組むとともに、条例基準に基づき、誰もが自由 に社会参加できる福祉のまちづくりの普及・定着に努めます。

【具体的な取組】

- ▶市町が運行する自主運行バスやデマンド型交通等に対し補助を行います。
- ▶交通事業者が運行する市町間を跨がる路線バスに対し補助を行います。
- ▶高齢者等の移動・外出支援について、関係部局及び関係団体と連携をはかり、課題の共 有や解決策の検討等を行う連絡会を開催します。
- ▶ユニバーサルデザインの理念普及と心のユニバーサルデザインの実践を図る出前講座を 実施します。
- ▶公式フェイスブックやホームページ等によりユニバーサルデザインに関する情報を発信します。
- ▶県有施設等へのユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ▶交通事業者等が行う駅やバスのユニバーサルデザインの取組に対し補助を行います。
- ▶車いす使用者駐車場の適正な利用を推進する取組(静岡県ゆずりあい駐車場制度)等により、思いやりの心の醸成を図ります。

【数値目標】

指標	現状値	目標値
県内の乗降客数3,000人/日以上の鉄	85.5%	100%
道駅のユニバーサルデザイン化の割合	00.0%	100%
超低床ノンステップバスの導入	51.8%	70%

(3) 介護離職対策の推進

【現状と課題】

- ▶2011年10月~2012年9月年現在、介護を理由として仕事を辞めたり、転職したりした介護離職者は、2,800人となっています。
- ▶介護離職対策としては、介護サービス基盤の整備などによる介護サービスの充実に加え、 介護をしている労働者の仕事と介護の両立を支援することが重要です。

【施策の方向性】

- ▶介護離職ゼロに向けた介護サービスの充実を図ります。
- ▶育児介護休業法の制度周知、利用促進などを通じて家族介護者の仕事と介護の両立を支援します。
- ▶企業における柔軟な働き方の導入を促進します。

【具体的な取組】

- ▶長時間労働の是正や柔軟な働き方の導入など、誰もが働きやすい職場づくりを支援するため、経営者や人事担当者を対象としたセミナー等を開催し、経営者等の意識改革を進めます。
- ♪介護・病気の治療等と仕事の両立を支援するため、企業にアドバイザーを派遣するなど、 多様な働き方が選択できる制度の導入を支援します。